

目 次

津市規則

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更
津市刊行物の売払代金の徴収事務の委託
認可地縁団体の告示事項の変更
津市共同浴場さくらゆの使用料の徴収事務の委託
認可地縁団体の告示事項の変更
地籍調査の実施
地籍調査の実施
市道路線の区域変更
認可地縁団体の告示事項の変更
建築物に関する中間検査に関する告示
放置自転車の撤去及び保管
計量器の定期検査の実施
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
住民票の職権消除
市道路線の区域変更

津市公告

三重短期大学附属図書館情報システム構築業務、機器等賃貸借業務及び保守・サポート業務委託に係るプロポーザルの実施
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
開発行為に係る工事の完了
認可地縁団体の所有不動産の登記移転等
令和4年5月分津市農用地利用集積計画の決定
負傷動物の収容

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定
津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の総合評価落札方式による条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の $\frac{5}{10}$ の $\frac{1}{1}$ の数及び $\frac{6}{10}$ の $\frac{1}{1}$ の数並びに $\frac{3}{10}$ の $\frac{1}{1}$ の数

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙人名簿の登録の移替え

津市選挙投票区の一部の改正

津市監査委員告示

措置通知の公表

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

平成２３年１２月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和４年６月６日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第３３号

平成２３年１２月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

平成２３年１２月に支給する期末手当の特例に関する規則（平成２３年津市規則第４３号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年６月１４日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第３４号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第１２５号）の一部を次のように改正する。

第１号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

廢棄物搬入許可申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

$$(\overline{\tau} \quad \quad \quad)$$

住所

申請者 氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在 地、名称及び代表者の氏名 〕

電話

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第４条第１項の規定により、次のとおり搬入したいので申請します。

排出者 (依頼者)	住所（所在地） 氏名（名称・代表者）	☐ 同上 電話
搬入者 (荷受者)	住所（所在地） 氏名（名称・代表者）	☐ 同上 電話
運転者	住所 氏名	☐ 同上 電話
車両番号		☐ 軽乗用車 ☐ 普通乗用車 ☐ トラック等
ごみの種別	☐ 生ゴミ ☐ 紙ごみ ☐ 木くず・草 ☐ 布類 ☐ ペットボトル ☐ 古紙類 ☐ 金属類 ☐ 容プラ ☐ 他プラ ☐ びん ☐ 畳 ☐ 家具類 ☐ 危険ごみ ☐ 不燃(コンクリート・陶器類) ☐ その他（ ）	
搬入する廃棄物処理施設名	☐ 津市西部クリーンセンター ☐ 津市クリーンセンターおおたか ☐ 津市リサイクルセンター	
搬入理由	☐ 片付け（引越し・樹木剪定・遺品整理・自宅・他） ☐ 収集運搬業【許可有】 ☐ その他（ ）	

※ 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 7 条関係）

処理施設使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊤

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり、津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条の規定により、使用料の減免を申請します。

減 免 申 請 の 理 由	☐ 家庭から発生したごみを自己搬入する（津市リサイクルセンターに搬入する場合にあつては、生活保護法に定める生活扶助を受ける者による自己搬入に限る。）。 ☐ 火災、風水害等に伴い発生したごみを搬入する。 ☐ 生活保護法に定める生活扶助を受ける者が排出したごみを第三者（事業者を除く。）が搬入する。 ☐ 住民又は自治会等による公共施設等に係る奉仕作業に伴い発生するごみを自己搬入する。 ☐ その他（ ）
ご む の 種 別	☐ 生ごみ ☐ 紙ごみ ☐ 木くず・草 ☐ 布類 ☐ ペットボトル ☐ 古紙類 ☐ 金属類 ☐ 容プラ ☐ 他プラ ☐ びん ☐ 畳 ☐ 家具類 ☐ 危険ごみ ☐ 不燃(コンクリート・陶器類) ☐ その他（ ）
運搬者の住所及び氏名	住所 ☐ 申請者と同じ 氏名
運 搬 車 の 種 別	☐ 軽乗用車 ☐ 普通乗用車 ☐ トラック等
搬 入 期 間	☐ 申請日当日のみ ☐ 年 月 日から 年 月 日まで
搬 入 場 所	☐ 津市西部クリーンセンター ☐ 津市クリーンセンターおおたか ☐ 津市リサイクルセンター

※ 1 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 2 本申請を行うに当たっては、本人確認書類の提示が必要となります。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

津市告示第 1 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 3 年津市告示第 2 3 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中太郎生地区自治会連合会

三重県津市美杉町太郎生 2 0 9 7 番地 2

代表者 福地 和久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	森田 豊彦 三重県津市美杉町太郎生 2 0 9 7 番地 2
変更後	福地 和久 三重県津市美杉町太郎生 1 7 5 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 2 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 7 4 号

津市刊行物の売払代金の徴収の事務を、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

徴収の事務 を行う場所	受託者	委託期間
三和書店	津市一身田町 7 6 5 番地 三和書店 今橋 和夫	令和 4 年 6 月 1 日から令 和 5 年 3 月 3 1 日まで
金青堂書店	津市久居本町 1 4 9 4 番地 有限会社金青堂書店	令和 4 年 6 月 1 日から令 和 5 年 3 月 3 1 日まで
別所書店（修成店、 津駅店及びイオン津 店）	津市本町 3 2 番 3 5 号 株式会社別所書店	令和 4 年 6 月 1 日から令 和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 1 5 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

井生区

三重県津市一志町井生 2 6 9 1 番地

代表者 青木 尚則

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	片岡 眞郁 三重県津市一志町井生 1 9 4 4 番地
変更後	青木 尚則 三重県津市一志町井生 1 3 5 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 7 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市共同浴場さくらゆの入浴料金
- 2 委託先
津市相生町 9 8 番地
さくら湯運営委員会 代表 田邊 知子
- 3 委託期間
令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日まで

津市告示第 1 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美里村告示第 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北長野自治会

三重県津市美里町北長野 1 5 4 4 番地

代表者 細谷 演夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	尾川 秀郎 三重県津市美里町北長野 1 3 4 4 番地
変更後	細谷 演夫 三重県津市美里町北長野 1 5 6 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 1 6 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 7 8 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

令和 4 年 5 月 2 7 日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査地域

白塚及び小戸木

4 調査期間

調査地域のうち、白塚は告示の日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで、小戸木は告示の日から令和 4 年 1 2 月 2 8 日まで

津市告示第 1 7 9 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
令和 4 年 5 月 1 3 日
- 2 調査を実施する者の名称
津市
- 3 調査地域
河芸③
- 4 調査期間
告示の日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 180 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3633 上浜町大谷町第 1 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市羽所町 202 番地先から津市羽所町 244 番 1 地先まで	旧	2.3～ 14.2	63.9
津市羽所町 202 番地先から津市羽所町 244 番 1 地先まで	旧新	10.0～ 15.2	80.6

津市告示第 1 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白塚団地第 2 自治会

三重県津市白塚町 5 8 番地 1 5

代表者 宮本 晃秀

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	筒井 克政 三重県津市白塚町 3 1 番地 1 4 6
変更後	宮本 晃秀 三重県津市白塚町 1 番地 1 1 7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 2 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第182号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物（平成18年1月1日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

令和4年6月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 中間検査を行う区域

本市の区域全域

2 中間検査を行う期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、3(2)の用途及び規模に該当する建築物における4の表(4)欄に示す特定工程に係る工事を終えたときの中間検査については、令和3年7月1日から令和6年3月31日までとする。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 新築（改築を含む。）の建築物で、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの

(2) 新築（改築を含む。）の建築物で、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの又は一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）が2階以上の階にあるもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又

は工区の工事（中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含むものに限る。）の工程に係るものとする。

また、附属建築物（居室を有するものに限る。）が中間検査の対象となる場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
(4)	木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事（桝組壁工法及びプレハブ工法にあつては屋根工事及び耐力壁の工事）	壁の外装工事及び内装工事並びに小屋組及び構造耐力上主要な軸組（桝組壁工法及びプレハブ工法にあつては小屋組及び耐力壁）を覆う工事

(注) 1 2以上の構造を併設している場合は、エキスパンションジョイント等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。

2 構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部

分の構造を主要な構造とみなす。

3 階数が3以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われる場合以外の場合については、上の表(1)欄（鉄骨造）の規定を準用する。

4 主要な構造が上の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

5 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物
- (2) 法第18条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
- (4) 法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）を有し、階数が2以下の建築物に限る。）
- (5) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所の工事完了時に、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が検査を行い、同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが同機関から交付される検査報告書により確認できる建築物

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（令和3年3月12日津市告示第27号）は、廃止する。

津市告示第 1 8 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 5 月 9 日
栗真町屋町地内	1	令和 4 年 5 月 2 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 5 月 2 3 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 5 月 2 6 日
津駅西口周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 4 年 5 月 2 6 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	7	令和 4 年 5 月 2 6 日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	1	令和 4 年 5 月 2 6 日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	6	令和 4 年 5 月 2 6 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	1	令和 4 年 5 月 2 6 日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	8	令和 4 年 5 月 2 6 日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	3	令和 4 年 5 月 2 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 5 月 3 0 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 5 月 3 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 5 月 3 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 8 4 号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 2 条第 2 号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
令和 4 年 8 月 1 6 日	火	午前 1 0 時から正午まで	津市河芸総合支所
令和 4 年 8 月 1 7 日	水	午前 1 0 時から正午まで	津市芸濃総合支所
令和 4 年 8 月 1 8 日	木	午前 1 0 時から正午まで	津市美里総合支所
令和 4 年 8 月 1 9 日	金	午後 1 時から午後 2 時まで	津市安濃総合支所
令和 4 年 8 月 2 3 日	火	午前 1 0 時から正午まで	津市白塚市民センター
令和 4 年 8 月 2 4 日	水	午前 1 0 時から正午まで	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)
令和 4 年 8 月 2 5 日	木	午後 1 時から午後 3 時まで	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)

3 検査対象地域

津地域（北立誠地区、南立誠地区、敬和地区、養正地区、新町地区、白塚地区、栗真地区、一身田地区、安東地区、楡形地区、片田地区、神戸地区、大里地区及び高野尾地区）、河芸地域、芸濃地域、美里地域及び安濃地域

津市告示第 1 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 3 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津南台自治会

三重県津市垂水 2 0 0 6 番地 1 8

代表者 上田 航毅

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	大田 充彦 三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 2 9
変更後	上田 航毅 三重県津市垂水 2 0 0 6 番地 1 8

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 2 9
変更後	三重県津市垂水 2 0 0 6 番地 1 8

3 変更年月日

令和 4 年 4 月 3 0 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 4 年 4 月 3 0 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 8 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

太郎生地区自治会連合会

三重県津市美杉町太郎生 2 1 2 0 番地

代表者 中林 則孝

2 変更に係る事項

(1) 名称

変更前	太郎生区会
変更後	太郎生地区自治会連合会

(2) 目的

変更前	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持形成と住民の福祉向上を図ることを目的とする。 (1) 住民の福祉向上のための各種事業及び施設の設置 (2) 情報の回付等により住民相互の連絡 (3) 美化・清掃等により区域内の環境の整備 (4) 生活改善の推進 (5) 共有資産の造成と維持管理 (6) その他目的達成のため必要な事
変更後	本会は、太郎生地区において、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持形成と住民の福祉向上を図ることを目的とする。

	(1) 住民の福祉向上のための各種事業及び施設の設置 (2) 情報の回付等による住民相互の連絡 (3) 美化・清掃等による区域内の環境の整備 (4) 生活改善の推進 (5) 共有資産の造成と維持管理 (6) 自治会活動の推進と相互の連携 (7) 防火、防犯、交通安全の取組及び自主防災活動の推進 (8) 青少年の健全育成の推進 (9) 関係諸団体との協力及び育成 (10) その他目的達成のため必要な事
--	--

3 変更の理由

地縁による団体の名称及び目的の変更が、令和４年５月２２日の定期総会において承認されたため。

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第４項の規定により告示する。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

津市長 前 葉 泰 幸

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	○○○○○○○○○○○○

令和4年6月3日

津市告示第 1 8 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 0 7 1 野村 7 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字北八丁 8 6 6 番 8 地先から 津市久居野村町字北八丁 8 6 6 番 2 地先まで	旧	1.2～ 3.5	83.8
津市久居野村町字北八丁 8 6 6 番 2 地先内	新	3.0	37.5

津市公告第 8 2 号

三重短期大学附属図書館情報システム構築業務、機器等賃貸借業務及び保守・サポート業務委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和 4 年 6 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

(1) 業務名 三重短期大学附属図書館情報システム構築業務、機器等賃貸借業務及び保守・サポート業務

(2) 履行期間

ア 三重短期大学附属図書館情報システム構築業務

契約締結日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで

イ 三重短期大学附属図書館情報システム機器等賃貸借業務及び三重短期大学附属図書館情報システム保守・サポート業務

令和 5 年 3 月 1 日から令和 1 0 年 2 月 2 9 日まで（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

なお、令和 5 年 2 月 2 8 日午後 5 時までにセットアップを終了の上、安定稼働できる状態にすること。

(3) 提案上限額 3 5, 7 2 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない額）

内訳

図書館情報システム構築業務 1 4, 4 3 0, 0 0 0 円

図書館情報システム機器等賃貸借業務 9, 3 0 0, 0 0 0 円

図書館情報システム保守・サポート業務 1 1, 9 9 7, 0 0 0 円

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1 円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）であり、代表となる

事業者は以下の参加資格要件の全てを満たし、代表となる事業者以外の事業者は以下の(1)～(7)の参加要件を満たす共同の事業体であること。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 津市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を証明する書類

カ 津市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。

- (4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64

条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (8) 本企画提案公告日を起点として過去１０年以内に本学下記基礎数値と同規模、またはそれ以上の規模を有する大学附属図書館情報システムの導入またはシステム更新完了実績を有すること。

※ 三重短期大学附属図書館基礎数値一覧（令和４年３月末現在）

登録蔵書数	約１００，０００冊
内 洋書数	約４，５００冊
登録者数	約７００人
貸出冊数	約６，３００冊／年
４月一括登録者数	約３３０人／年
年間受入冊数	約２，０００冊

３ プロポーザル実施スケジュール

公告	令和４年６月 ２日（木）
実施要領等の配布	平成４年６月 ２日（木）から ６月３０日（木）午後３時まで
質問書の受付	令和４年６月 ２日（木）から ６月１７日（金）午後３時まで
質問書の回答期限	令和４年６月２４日（金）
参加表明書提出期限	令和４年６月３０日（木）午後３時まで
企画提案書提出期限	令和４年７月 ６日（水）午後３時まで
第１次審査（書面審査）	令和４年７月１３日（水）
第１次審査結果通知	令和４年７月２０日（水）までに
第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和４年７月２５日（月）
審査結果通知	令和４年７月２６日（火）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、三重短期大学附属図書館情報システム構築業務、機器等賃貸借業務及び保守・サポート業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「三重短期大学附属図書館情報システム構築業務、機器等賃貸借業務及び保守・サポート業務に係るプロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市立三重短期大学附属図書館

電話 059-232-2341（代）

FAX 059-232-9647（代）

津市公告第 8 3 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 6 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

504060601

公 告 日	令和4年6月6日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和4年度建整道新補第1－1号 広明町河辺町線道路詳細設計等業務委託					
業 務 場 所	津市 渋見町		地内			
業 務 概 要	道路詳細設計 一式 路線測量 一式					
期 間	契約締結の日から 令和4年12月23日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	道路
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5千万円以上5億円未満であること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	9,040,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

504060602

公 告 日	令和4年6月6日		業 務 担 当 課	建設整備課	
業 務 名	令和4年度建整道維補第1－3号 白山芸濃線法面对策詳細設計業務委託				
業 務 場 所	津市 白山町三ヶ野		地内		
業 務 概 要	法面工詳細設計 一式				
期 間	契約締結の日から 令和4年12月9日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部門	道路
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）		
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はR C C Mのいずれかの者		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,286,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060603

公 告 日	令和4年6月6日		業 務 担 当 課		建設整備課	
業 務 名	令和4年度建整道維補第1－2号 白山芸濃線法面对策地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 白山町三ヶ野			地内		
業 務 概 要	機械ボーリング 12m					
期 間	契約締結の日から 令和4年10月3日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額が5億円以上であること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	4,954,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

504060604

公 告 日	令和4年6月6日		業 務 担 当 課	建設整備課	
業 務 名	令和4年度建整道維補第1－1号 白山芸濃線法面对策測量業務委託				
業 務 場 所	津市 白山町三ヶ野		地内		
業 務 概 要	現地測量 一式 路線測量 一式				
期 間	契約締結の日から 令和4年9月13日 まで				
発 注 業 種	測量				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	3,567,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060605

公 告 日	令和4年6月6日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和4年度営市交第1－8号 (仮称) 安東地区コミュニティ施設整備に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市 納所町		地内			
業 務 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結の日から 令和5年1月10日 まで					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで				
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214				
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前10時00分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室					
予 定 価 格	3,408,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

504060606

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和3年度北道維交補第2号 垂水半田線ほか4線交通安全施設整備工事				
工 事 場 所	津市 南が丘二丁目ほか6町		地内		
工 事 概 要	車止めポスト 1本 標識板 6枚 溶融式区画線 76m 車線分離標 4本				
工 期	契約締結の日から 令和4年9月5日 まで				
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された安全施設設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	1,559,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060607

公 告 日	令和4年6月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和4年度営教総補第19号 津市立一志東小学校空調設備改修工事			
工 事 場 所	津市 一志町八太	地内		
工 事 概 要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 2組 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和4年10月21日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,073,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

504060608

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和4年度住補第4号 津市市営高洲町アパート3号館屋上防水改修工事				
工 事 場 所	津市 高洲町		地内		
工 事 概 要	屋上防水改修 高洲町アパート3号館 鉄筋コンクリート造 4階建 延べ面積1,297m ² ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結の日から 令和4年9月12日 まで				
発 注 業 種	防水				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	5,994,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060609

公 告 日	令和4年6月6日	工 事 担 当 課	スポーツ振興課	
工 事 名	令和4年度ス振第2－1号 メッセウイング・みえ電力量計取替修繕			
工 事 場 所	津市 北河路町 地内			
工 事 概 要	電力量計取替修繕 単相電力量計 100V 2台 三相電力量計 200V 2台 三相電力量計 6600／110V 3台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結の日から 令和5年2月20日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年6月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年6月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月22日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,424,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

504060610

公 告 日	令和4年6月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和3年度北道維補第6号 栗真小川高野尾町線道路改良（舗装）工事（その2）			
工 事 場 所	津市 大里山室町 地内			
工 事 概 要	表層 4, 020m2 基層 4, 020m2 上層路盤 4, 020m2 下層路盤 4, 020m2			
工 期	契約締結の日から 令和4年11月30日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月15日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年6月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月29日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	65,206,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。 ・ 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。			

事後審査型条件付一般競争入札

504060611

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和4年度営生学補第20号 津市河芸公民館天井改修工事				
工 事 場 所	津市 河芸町浜田		地内		
工 事 概 要	改修 (内装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年1月18日 まで				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A	
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A	
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年6月24日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月29日 午前9時20分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	26,568,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060612

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和4年度営芸地補第18号 津市芸濃総合文化センター空調設備改修工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町椋本		地内		
工 事 概 要	空調設備改修 室内機 10台 吸収冷温水機 1基 ※上記に係る機械設備工事等 一式 冷却塔 1基 冷却水ポンプ 1台 空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(EHP) 2組				
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月15日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年6月24日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月29日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	73,334,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060613

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和4年度営建整備第12号 香良洲高台防災公園管理棟及び屋内運動施設機械設備工事				
工事場所	津市 香良洲町		地内		
工事概要	新築 ※上記に係る機械設備工事 一式 管理棟 鉄骨造平家建 延面積584m2 屋内運動施設 鉄骨造平家建 延面積1,040m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年3月14日 まで				
発注業種	管				
参加資格 に関する 事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級管工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	令和4年6月15日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和4年6月24日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	令和4年6月29日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予定価格	40,060,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 本件入札は、「令和4年度営建整備第7号 香良洲高台防災公園管理棟及び屋内運動施設建築工事」が本契約に至らなかったときは、入札を延期又は中止する場合がある。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060614

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和４年度営一地補第１６号 津市とことめの里一志空調設備改修工事				
工 事 場 所	津市 一志町井関		地内		
工 事 概 要	空調設備改修 ※上記に係る機械設備工事 一式 吸収冷温水機 １基 冷却塔 １基 冷温水ポンプ １台 冷却水ポンプ １台				
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	２級管工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月15日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月24日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月29日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	38,593,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

504060615

公 告 日	令和4年6月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和4年度営河市補第17号 津市河芸ほほえみセンター空調設備改修工事			
工 事 場 所	津市 河芸町浜田 地内			
工 事 概 要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(GHP) 1組 室内機 6台 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和4年12月9日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月15日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年6月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月29日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	11,089,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

504060616

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和4年度営建整備第11号 香良洲高台防災公園管理棟及び屋内運動施設電気設備工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町		地内	
工 事 概 要	新築 管理棟 鉄骨造平家建 延面積584m2 屋内運動施設 鉄骨造平家建 延面積1,040m2 ※上記に係る電気設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和5年3月14日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月24日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月15日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年6月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年6月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月29日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	80,508,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件入札は、「令和4年度営建整備第7号 香良洲高台防災公園管理棟及び屋内運動施設建築工事」が本契約に至らなかったときは、入札を延期又は中止する場合がある。			

津市公告第 8 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 6 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 4 年 6 月 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居元町字起し 2 3 1 9 番ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市豊原町 1 0 4 3 番地 1
みえなか農業協同組合
代表理事組合長 前田 孝幸

津市公告第 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存に関する申請を相当と認め、同条第 2 項の規定により公告します。

認可地縁団体が所有する次の申請不動産について、その所有権の移転の登記をすることに異議のある登記関係者等は、次の異議申出の期間内に申し出てください。

令和 4 年 6 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	片田志袋町自治会
区 域	津市片田志袋町の全域及び片田田中町 1 1 番地 4（ただし、志袋団地自治会である 3 0 0 番地代、赤坂団地自治会である 7 0 5 から 7 0 7 番地代及び字岡崎の 2 3 0 0 から 2 3 0 3 番地代を除く。）
主たる事務所 の所在地	三重県津市片田志袋町 1 2 4 0 番地

2 申請不動産に関する事項（土地）

地目	面積	所在地
山林	8 9 m ²	津市片田志袋町字青木 1 1 0 4 番 2
山林	1 6 m ²	津市片田志袋町字向ヒ 2 0 9 5 番 1

3 申請事項に関し異議申出ができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

令和 4 年 6 月 9 日から同年 9 月 9 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する申請不動産の登記移転等に係る異議申出書の様式に必要事項を記載し、異議申出ができる者であること並びに申出書に記載された氏名及び住

所を証する書類を添えて津市市民部地域連携課に提出してください。

6 申出先

津市市民部地域連携課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3110

ファクス 059-229-3366

津市公告第 8 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 8 7 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 4 年 6 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 4 年 6 月 1 1 日	津市 木造町	猫（雑種）	白短	不明	小	9 1 日 以上	首輪 なし

2 収容期間 令和 4 年 6 月 1 6 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業告示第 14 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 8 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

名称	所在地	指定の有効期間
水谷工業	四日市市采女町 113 番地 1	令和 4 年 5 月 18 日から令和 9 年 5 月 17 日まで

津市上下水道事業告示第 15 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 8 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社松村土木	津市大里窪田町 1752 番地の 3	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社ユニティ	伊勢市鹿海町 629 番地	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社松井総業	多気郡明和町大字斎宮 4560 番地 4	令和 9 年 9 月 29 日まで
ナカ設備企画	津市安濃町戸島 832 番地	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社ダイトウ	鈴鹿市下大久保町 806 番地の 2	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社後藤工作所	伊賀市阿保 670 番地の 6	令和 9 年 9 月 29 日まで
向川管工	鈴鹿市稲生塩屋 2 丁目 3 番 33 号	令和 9 年 9 月 29 日まで
栗原設備工業有限公司	鈴鹿市石薬師町 571 番地の 75	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社鈴鹿電化住設	鈴鹿市国府町 7658 番地の 12	令和 9 年 9 月 29 日まで
イデマル設備	津市一志町高野 160 番地 667	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社島岡	津市白山町川口 3438 番地 1	令和 9 年 9 月 29 日まで
有限会社中村建設	津市白山町二本木 276 番地	令和 9 年 9 月 29 日まで

株式会社ティー・ エス・ケー	津市城山三丁目 1 3 番 3 7 号	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
有限会社大村建設	津市美杉町竹原 3 8 7 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
株式会社イワスイ	鈴鹿市東磯山三丁目 1 9 番 1 5 号	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
有限会社松林設備	四日市市中川原一丁目 1 2 番地 2 号	令和 9 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業公告第14号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月6日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和4年度下施排第1－1号 小向排水機場内遊水池しゅんせつ業務委託				
工 事 場 所	津市 一身田中野		地内		
工 事 概 要	機械しゅんせつ工 80m3				
工 期	契約締結の日から 令和4年8月26日 まで				
発 注 業 種	しゅんせつ				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること 経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月20日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月20日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月15日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	2,828,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	無				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市長」です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和４年度下工浄補第１号 片田久保町地内市営浄化槽設置工事				
工 事 場 所	津市　片田久保町		地内		
工 事 概 要	合併浄化槽設置 10人槽　1基 ※上記に係る機械設備工事　一式				
工 期	契約締結の日から 令和4年10月17日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	特例浄化槽工事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日		午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和4年6月15日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日　　午前9時15分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	1,616,000		円　（税抜き）		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第１０号 公共下水道事業に伴う鳥居町地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市　鳥居町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工　PPφ50mm　153.5m 仕切弁設置工　φ50mm　2箇所 不断水仕切弁設置工　φ75mm　1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和4年9月15日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　令和4年6月20日　　まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　令和4年6月20日　　まで			
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月15日　　ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日　　必着			
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日　　午前9時30分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	8,780,000 円　（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和４年度下工公第３号 津北部第１７－２処理分区公共下水道切替工事				
工 事 場 所	津市　長岡町		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径350mm)　2m 組立マンホール工　1箇所				
工　　　期	契約締結の日から 令和4年9月16日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　　　　令和4年6月20日　　　　　まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　　　　令和4年6月20日　　　　　まで			
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質　　　問	提 出 期 限	令和4年6月9日　　　　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月15日　　　　　ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前9時45分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	2,121,000 円　（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和４年度下工公補第３号 津第５－３処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市　半田		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm)　351m 組立マンホール工　13箇所 小型マンホール工　3箇所 ます設置工　26箇所				
工 期	契約締結の日から 令和5年1月20日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	Ａ１・Ａ２			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日		午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和4年6月15日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日　　午前10時05分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	60,088,000		円　（税抜き）		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和４年度下工公第２号 白山第５処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市　白山町二本木		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm)　18m 小型マンホール工　2箇所 ます設置工　1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和4年9月16日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志・美杉	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日		午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和4年6月15日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前10時25分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	2,076,000		円　（税抜き）		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第１２号 北丸之内地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事				
工 事 場 所	津市　北丸之内		地内		
工 事 概 要	表層　3, 340m2				
工 期	契約締結の日から 令和4年9月30日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日		午後 5 時　まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和4年6月15日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日　　午前10時40分 津市上下水道庁舎 2 階　入札室				
予 定 価 格	19,761,000		円　（税抜き）		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和４年度水施第７号 安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新工事				
工 事 場 所	津市 安濃町栗加及び安濃町妙法寺		地内		
工 事 概 要	安濃中央浄水場高圧受変電設備更新 一式 安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年1月31日 まで				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上下水道施設の高圧受変電設備(建築電気設備は除く)の製作、 据付工事又は修繕で契約金額が780万円以上			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年6月20日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年6月20日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年6月15日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前11時00分 津市上下水道庁舎２階 入札室				
予 定 価 格	8,789,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和４年度水施第６号 半田配水池及び片田工業団地ポンプ場残留塩素計設置工事				
工 事 場 所	津市　半田及び片田町		地内		
工 事 概 要	残留塩素計(測定範囲0～2.0mg／L、信号出力　DC4～20mA)　2台				
工 期	契約締結の日から 令和5年6月30日 まで				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の電気設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で契約金額が510万円以上			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日	午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年6月15日	ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階） F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前11時15分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	5,682,000 円　（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和４年度水施第２－１号 片田工業団地ポンプ場及び配水池流量計取替修繕				
工 事 場 所	津市 片田町		地内		
工 事 概 要	受水流量計(電磁流量計φ200・支給品) 1台 配水流量計(超音波流量計φ300) 1台				
工 期	契約締結の日から 令和4年11月11日 まで				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の電気設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で元請契約又は一次下請金額が390万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年6月20日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年6月9日		午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和4年6月15日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年6月20日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前11時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	4,404,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年6月6日		業 務 担 当 課	水道工務課		
業 務 名	令和４年度水工第１－１号 博多町ほか２町地内老朽管更新事業設計業務委託					
業 務 場 所	津市　博多町ほか２町		地内			
業 務 概 要	配水管設計開削工法　１業務					
期　　　間	契約締結の日から 令和5年1月27日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が５千万円以上２億５千万円未満であること			
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 大口径配水管(口径500mm以上)開削の設計業務の実績を有する者であること				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はＲＣＣＭのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　令和4年6月20日　　まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　令和4年6月20日　　まで				
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214				
設計図書等 に 関 する 質　　　問	提 出 期 限	令和4年6月9日　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和4年6月15日　　ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階） F A X 059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和4年6月20日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年6月23日 午前11時45分 津市上下水道庁舎２階　入札室					
予 定 価 格	15,693,000 円　（税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

津市上下水道事業公告第 15 号

次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 13 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度下工公補継第2号
藤方第2雨水幹線築造工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 泥土圧シールド工（仕上り内径3,400mm）1517m
特殊マンホール工 12箇所
鋼管削進工（内径1,350mm～1,500mm）14m
- (4) 工期 契約の締結の日から起算して1,616日間
- (5) 予定価格 4,093,915,000円（税抜き）

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

技術提案型（総合評価落札方式試行要領第3条第1号）

イ 評価項目、評価の内容、配点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式：総合評価点＝価格点（70点満点）＋価格以外の評価点（30点満点）

価格点の算出方法は以下のとおりとします。

(ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝70点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／10＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）}

(イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝70点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／10}

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の

者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとします。

ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、落札者の決定を保留し、(2)低入札価格調査を実施するものとします。

オ 評価項目算定資料の配布

(ア) 配付期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）まで

(イ) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は
津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

カ 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければなりません。

(ア) 提出期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）
午後5時まで

(イ) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

(ウ) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(エ) 提出書類 評価項目算定資料は正本1部、副本12部を提出することとします。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。また、b及びcの資料において、官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とします。

a 評価項目算定資料届出書【第1号様式】

b 施工実績評価資料（津市内での工事施工実績、同種工事施工実績に関する資料）【第5号様式】、コリンズ登録の写し等

c 配置予定技術者評価資料（配置予定技術者の同種工事施工実績に関する資料）【第6号様式】、コリンズ登録の写し等

d 技術提案書（技術提案に関する資料）【第7号様式】

キ 評価項目算定資料に係るヒアリング

技術提案内容の確認及び理解を深めるため、提出された評価項目算定資料に対するヒアリングを必要に応じて行うとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがあります。ヒアリングが必要な場合は、令和4年7月11日（月）から同月12日（火）までの間に開催を予定しており、詳細は別途対象者に通知します。なお、ヒアリングは、原則として配置予定の監理技術者に対して行い、配置予定の監理技術者を含めて3名まで出席できるものとします。

ク 技術提案に対する採否の通知

(ア) 技術提案に対する採否の通知は、令和4年7月19日（火）までに書面により通知します。なお、技術提案が適正と認められた場合は、当該技術提案に基づく入札を行うものとします。また、技術提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

(イ) 入札参加者は、技術提案に対する採否に異議を申し立てることはできないものとします。ただし、自らの技術提案に対する採否について通知を受け取った日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとします。

ケ 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和4年7月27日（水）に津市ホームページ「入札・契約」にて公表

コ 審査結果照会

令和4年7月29日（金）までに自らの審査結果について書面により照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。なお、技術提案については、自社分の「周辺環境の影響」、「曲線部の施工」、「セグメントの止水性」、「建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用」、「到達立坑の施工」、「出水期における対策」における項目ごとの評価点結果のみ照会対象とします。

(2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記2(1)エただし書きにおいて、落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査

試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。なお、あらかじめ低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施しません（この場合、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません）。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とします。

低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき実施するものとします。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用します。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

失格基準価格は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額を合計した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.85＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.45
建築工事等	(直接工事費×90%)×0.95＋共通仮設費×0.85＋(現場管理費＋直接工事費×10%)×0.8＋一般管理費等×0.45
機械・電気設備工事等	機器費×0.82＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.85＋(設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.8＋一般管理費等×0.45

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、次の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であること。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

区分	機器費	直接工事費	共通仮設費	設計技術費＋ 現場管理費＋ 据付間接費	一般管理 費等
機械・電気設備工事等	82%	95%	85%	80%	45%

3 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者

ウ 条件付一般競争入札実施要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

オ 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）と資本若しくは人事面において関係がある者とは、次のいずれかに該当するものとします。

(ア) 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の発行済株式総数の 50% を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 50% を超える出資をしている者

(イ) 構成員において代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 構成員の数は３者とし、代表構成員、第２構成員及び第３構成員においては、各１者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、２０％以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し又はその出資の総額１００分の５０を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。

カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後３か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として掲載されている者

イ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 審査基準日が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日まで又は令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、１，２００点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注され、過去１０年間（平成２４年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は代表者。ただし、出資比率２０％以上のものに限ります。）

土木一式工事で発注された仕上り内径２，８００ｍｍ以上の密閉型シールド工法の工事。

官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とします。

キ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

ク 本工事のうち推進工事の施工時において、推進工事技士を専任で配置できること。（推進工事施工時において他の工事等との重複をしていないこと。上記(4)キに掲げる監理技術者と兼務可）

ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第２構成員の資格要件

第２構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者

イ 建設業法第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 本市の区域内に本店を有する場合は、令和３年度の土木一式に係る格付区分がＡ１で、総合点が、１，０００点以上又は令和４年度の土木一

式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上の者とします。

本市の区域内に支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する場合は、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,100点以上の者とします。

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 令和3年度又は令和4年度の土木一式に係る格付区分がA1の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

4 入札参加資格審査申請書等の配付

(1) 配付期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）まで

(2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ホームページ「入札・契約」からダウンロード

5 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記3に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

- (1) 提出期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (4) 提出書類 入札参加資格審査申請書等は、正本1部を提出することとします。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記3(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までのもの）

コ 配置予定技術者の資格証の写し

サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

シ 各構成員の営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ス 宣誓書

- (5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、令和４年７月５日（火）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から２日以内に書面により説明を求めることができます。

6 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和４年６月１３日（月）から同年７月２６日（火）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市半田１４１

アサヒ感光社（電話 ０５９－２２６－５２１４）

7 工事の質疑等

(1) 評価項目算定資料及び落札者決定基準書に関する質疑等

ア 質問受付 令和４年６月２２日（水）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和４年６月２８日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和４年７月６日（水）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和４年７月１３日（水）までに津市ホームページ「入札

・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から令和4年7月26日（火）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年7月26日（火）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月27日（水）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道
管理局 上下水道管理課宛

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月4日（木）午前9時00分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

10 入札保証金

入札保証金は免除します。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合は契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

12 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 同一の入札参加者が、2以上の異なる評価項目算定資料により技術提案を行ったとき。
- (5) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (6) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (8) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (9) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全者）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (22) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (23) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (24) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (25) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者決定基準

藤方第2雨水幹線築造工事落札者決定基準書のとおりとします。

15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

16 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

17 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 落札者は、自らが提案し採用された技術提案を履行する費用について落札者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本市は、技術提案自体が提案者の知的財産であることをかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られないように配慮します。ただし、本市に提出した書類において開示請求があった場合、津市情報公開条例第７条に該当しない項目については開示対象とします。
- (11) 本市へ提出した書類は、返却しません。
- (12) 本工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第４条第２項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。
- 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和４年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村５番地 津市上下水道庁舎２階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 ０５９－２３７－５８０３

FAX ０５９－２３７－５８１９

津市選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和4年津市選挙管理委員会告示第24号は廃止する。

令和4年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 521人 |
| 2 | 6分の1の数 | 37, 667人 |
| 3 | 3分の1の数 | 75, 334人 |

津市選挙管理委員会告示第30号

令和4年7月25日任期満了の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

令和4年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

移替えをしない期間 令和4年6月4日から選挙期日まで

津市選挙管理委員会告示第31号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部 憲夫

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

表津の部第11投票区の項中「、綿内西」を削る。

表久居の部第73投票区の項中「、北口中央」を削り、「サン・コーポラス久居」の次に「、NK団地」を加える。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

津市監査委員告示第6号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和4年6月3日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

別紙のとおり

1 令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（水道局営業課（当時））

監査の結果	未収金対策について 納期限後2年を経過した水道料金の未収金については、決算における財政状態をより正確に表すため、債務者の状況により会計上の不納欠損処分（法的には債権は消滅していないが会計上調定の取消を行う。）を行い、その債権は簿外で管理している。その総額は、令和元年12月末現在、5億9,000万円余りに上り、債権回収に向けた実効性のある取組は一切なされておらず、実質放置されたままとなっている。 収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれない。
措置の内容	津市水道事業給水条例第39条による給水停止を強化するとともに、停水実施予告通知書の送達対象を、水道料金を4か月以上滞納している者に改め、未収金の早期回収に努めている。 また、令和3年度に簿外管理分を含む未収金管理回収業務を弁護士に委託し、効率的かつ効果的な未収金対策の強化を図った。

2 令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 健康福祉部

子育て推進課

監査の結果	適正な債権管理について 延長保育サービス利用料及び一時保育料については、これまで不納欠損処分を行った実績はなく、収入未済額の中には、すでに消滅時効が完成している金額が含まれていることから、金額を精査の上、不納欠損処分をされたい。
-------	--

措置の内容	令和3年3月31日に、消滅時効が完成している延長保育サービス利用料及び一時保育利用料の収入未済額について不納欠損処分を行った。
-------	---

(2) ボートレース事業部

ア 経営管理課及び事業推進課

監査の結果	適正な予定価格の積算による競争入札の執行について 津市モーターボート競走場場内水路際駐車場修繕（実際には車止めの破損修繕ではなく新設）について、請負業者の見積金額45万円のうち40個の車止め設置工事費が27万円（1個当たり6,750円）となっているが、建設部発注の久居駅東口駐車場整備事業における車止め設置単価は令和2年度単価に換算すると1個当たり490円であり、10倍以上の単価での契約となっていた。 今後は、対象工事等の適正価格の確認をするとともに、施設修繕においては担当課執行ができる上限の50万円を安易に予定価格とするのではなく、他課に類似工事の単価を確認するなど、適正な予定価格を積算し、競争原理が働く競争入札を執行されたい。
措置の内容	事象が起こった時期、内容、修繕等の方向性等をまとめ、仕様書及び設計書を作成し、修繕等を施工すべきかどうかの内部決裁を行い、修繕を施工することが必要となった場合、予定価格については、業者見積から積算基準に基づく設計価格方式に改めた。 発注方法についても、より競争原理が働くよう3者以上、可能な限り多くの業者にて見積合せを行うことにより、適正な修繕執行を徹底している。

イ 経営管理課

監査の結果	補助事業の適正な実績確認について 津市モーターボート競走場周辺地区環境整備等事業補助金について、提出された事業実績を示す領収書で
-------	--

	は、補助事業を実施したことを確認できない団体があったことから、写真等の資料を徴取し、補助事業の適正な実績確認を徹底されたい。
措置の内容	令和２年度、令和３年度の当該補助金の実績確認において、事業実績を示す領収書及び事業活動時の写真等を徴取し、補助事業の適正な実施確認を行った。

ウ 事業推進課

監査の結果	不適正な修繕事務の執行について 令和元年度、令和２年度の全ての施設修繕について、津市契約規則第１１条に規定される予定価格を定めることなく執行していた。 また、業者から提出される見積書、請書等の日付を職員が記入しているもの、砂消しゴムにより書類の日付を書き換えているものや、温水洗浄便座、駐車場の車止めを新設したにもかかわらず、故障や破損により修繕したと偽って支払書類を作成しているものも確認された。 さらに、見積りを依頼した業者が他者の見積書を徴取しているものや、他者の見積書の品名、数量、金額等を空欄で提出させ、職員が空欄を記入しているものが複数確認された。 加えて、修繕発注担当者が完了検査も行っており、責任者が修繕内容を把握していないものもあった。 今後は、このような不適正な修繕事務を行うことがないように、契約関係法令及び庁内関係通知等を再確認し、適正な契約事務を徹底されたい。
措置の内容	「事業推進課少額修繕（５０万円以下）に係る修繕等の流れ」に基づき、必要書類を作成し、意思決定を行うことにより、適切な修繕執行を徹底している。

(3) 三重短期大学事務局

大学総務課

監査の結果	不適正な修繕事務の執行について
-------	-----------------

	令和元年度、令和２年度の全ての施設修繕について、津市契約規則第１１条に規定される予定価格が定められていなかった。 また、日付が未記入の見積書や、修正テープにより書き換えられた請書、修繕実施後に関係書類を作成していたと思われる決裁書類や、業者によって見積内容が相違した見積書など不適正な事務処理が行われていた。 今後は、このような不適正な修繕事務を行うことがないように、契約関係法令及び庁内関係通知等を再確認し、適正な契約事務を徹底されたい。
措置の内容	施設修繕については、令和３年９月２８日付け総務部長、検査担当理事及び建設部長通知「建築施設等の少額修繕に係る適正な事務の執行について」に基づき、適正な契約事務を行っている。

３ 令和３年８月２７日付け監査委員告示第１０号公表分

(1) 市民部

地域連携課（集会所建築等補助金）

監査の結果	補助金額の再審査について 本補助金に係る交付要綱取扱基準において、机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費については、補助対象外経費とされている。 しかしながら、平成３０年度において、拡声器等の備品を補助対象経費として交付確定しているものが１件あったことから、再審査を行い所要の措置を講じられたい。
措置の内容	再審査の結果、拡声器等の備品については、津市集会所建築等補助金交付要綱取扱基準の１の（３）の対象外経費である「机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費」には当たらず、津市集会所建築等補助金交付要綱第４条第１項の「集会所及びこれに附帯する施設」に該当するものと判断した。

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課（スポーツ推進委員会活性化事業補助金）

監査の結果	書類審査の形骸化について (1) 不明確な補助対象経費及び補助金算出基準 交付確定時の事業報告書には、津市スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）のすべての事業が報告されており、会費収入を充当する事業と、市費充当とする事業は明確になっているが、各事業費に対する充当割合は明確になっていなかった。 また、津・久居・安芸・一志地区に分かれたブロック事業関係費について、領収書等が添付されていないため、決裁文書からは、市費充当経費の内容を確認することができなかった。 委員会と協議し、委員会における会費収入の使途の明確化を促すとともに、ブロック事業関係費については内規を策定するなど、補助対象経費及び補助金算出基準を明確化されたい。
措置の内容	津市スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づく津市スポーツ推進委員会活性化事業補助金の具体的な取扱基準を明確にし、同補助金の運用を円滑かつ適正に実施するために、必要な事項を定める「津市スポーツ推進委員会活性化事業補助金の各ブロック及び各部会における補助対象経費と補助対象外経費に関する基準」を制定した。 令和３年度の交付確定時には、同基準に基づき領収書の写しを添付した。

監査の結果	書類審査の形骸化について (2) 繰越金の増加 委員会の令和２年度収支決算書を確認すると、変更交付決定により、補助金額は、１６６万円から５７万３，７７５円へと減額されてはいるが、繰越金額は、
-------	--

	前年度繰越金 5 9 万 9, 8 8 2 円から次年度繰越金 9 6 万 1, 4 6 4 円へと 3 6 万 1, 5 8 2 円増加している。 繰越金の増加分は全額会費収入によるものとのことであったが、交付確定額の妥当性が検証しにくい決算状況となっている。繰越金の取扱いについて、委員会と協議をし、真に必要な補助金額を精査されたい。
措置の内容	令和 3 年度から、会費を充当する事業と補助金を充当する事業を選別することとした。 また、繰越金の使い方を検証し、令和 4 年度の補助金額を令和 3 年度より 2 8 万円の減額とした。今後も、真に必要な補助金額となるよう精査する。

(3) 商工観光部

観光振興課（津うまみ発信事業支援補助金）

監査の結果	書類審査の形骸化について (1) 不明確な補助対象経費について 平成 3 0 年度及び令和元年度の実績報告及び添付された領収書を確認したところ、平成 3 0 年度の対象事業費 2 9 8 万 6, 4 5 2 円のうち 1 6 6 万 3 0 0 円、令和元年度の対象事業費 1 6 3 万 1, 9 0 3 円のうち 8 9 万 1, 6 5 2 円が、B 1 グランプリ等のイベントに参加するための旅費及び宿泊費となっているが、どのイベントに何人が参加し、どのような交通手段を利用したか記載されていないものもあり内容が不明確であった。 また、交通手段がバス、電車、飛行機など参加者ごとに異なっている上、実績報告書と領収書だけでは誰がどの交通手段を利用したのか判別できない領収書や、参加者ごとに宿泊費が異なり、誰が宿泊したのか判別できない領収書も確認された。 加えて、観光振興課においても、これらの領収書の内容を補助事業者を確認することなく、領収書金額の
-------	---

総額が補助金交付決定額を上回っていることだけをもって交付確定を行っていた。

補助対象経費は、情報発信に要する経費に限るとされている中、補助金使途の大部分が旅費に充てられているため、旅費に対する補助上限額を定めるなど、情報発信に要する経費の対象範囲を明確化されたい。

(2) 適正な会計処理に基づく実績報告書の徴取について

平成30年度から令和2年度までの補助事業者は、NPO法人であるにもかかわらず、誰がいつどこで何に使用したのか判別できないものも含まれた大量の領収書コピーを添付しただけの実績報告書を提出していた。

このような実績報告書では、補助金等の交付事務に求められる透明性、客観性を確保した十分な審査を行うことはできないことから、NPO法人会計として、補助対象経費を適正に会計処理した会計帳簿の提出を求めるなど、適正な審査を行うことのできる実績報告書を徴取されたい。

(3) 交付申請における事業計画の確認について

補助事業者は平成30年度の事業計画として兵庫県明石市で開催されるB1グランプリイベント等に参加予定として交付申請を提出していた。

しかしながら、事前に変更申請を提出することなく当初の計画になかった長崎県対馬市や北海道札幌市のイベントに参加し、当該年度の補助対象経費163万1,903円の約3割に当たる53万3,080円の旅費を補助対象事業費として実績報告書を提出し、130万円の補助金の交付を受けていた。

このような状況では交付申請の審査が適正に実施されているとは言えないことから、事業計画を精査した上で交付申請を提出し、事業計画に変更が生じた際に

	は変更申請を提出するよう補助事業者に指導徹底されたい。 (4) 支援の必要性の検証について 本補助金の補助事業者は補助金対象事業としているイベント等で物販を実施し収益を得ているが、本補助金の交付申請書や実績報告の収入の部には対象事業費と津市からの補助金の差額が自己負担として計上されているのみで内容の説明も記されていなかった。 補助事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小された令和2年度を除いて、固定された額が交付されているが、本来補助金は、事業の収入のみで事業が実施できないか検討し、財政的支援が必要とされる場合にのみ交付すべきものであることから、補助事業者に事業に係る収入についての確認を実施し、支援の妥当性及び補助金額の適正額を検証されたい。
措置の内容	補助事業者に対し、事業計画等に変更が生じた場合や補助事業等に要する経費の配分を変更する場合には、適正に事業計画変更承認申請を行うよう指導を行った。 また、取扱要領について、補助対象経費や補助事業者の範囲の整備の準備を進めていたが、令和3年度はコロナ禍で活動が制限されたことにより、補助事業者から津うまみ発信事業支援補助金の申請はなかった。 当該補助金における所期の目的を達成されたと判断し、令和4年度以降は予算計上せず、当該補助金を廃止する。

4 令和4年3月7日付け監査委員告示第2号公表分

(1) 市民部

ア 人権課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和2年度津平和のための戦争展事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額と
-------	--

	なったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

イ アストプラザ

監査の結果	業務委託契約の不適正な完了確認について 津市アストプラザ清掃業務委託について、日常清掃業務の仕様書では、便所の清掃作業は履行期間中毎日、午前中に1回、午後に1回の計2回実施することとされているが、4月から10月までの日報によると、午前中に1回のみ実施となっている日が約4分の3であった。9月に至っては、午後の清掃作業は1度も実施となっている日はなかった。また、カーペット清掃は、週2回（主に月、金曜日、2時間程度／1名）実施することとされているが、週1回の実施となっている週が約半数であった。 地方自治法第234条の2第1項及び同法施行令第167条の15第2項の規定において、契約の履行を
-------	---

	確保するため、必要な監督又は検査を行わなければならないとされている。しかしながら、仕様書のとおり業務が履行されていなかったにもかかわらず、毎月契約どおりの委託料を支払っていたことから、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	便所清掃については、午前午後を分けて行わない日は、9時から12時半の間で、まず一巡して清掃し、再度点検、必要に応じ清掃をしていた。また、カーペット清掃については、週1回は2時間程度、それ以外は毎日30分程度の清掃をしていたが、30分程度の清掃は記録をしていなかった。これらの清掃業務について、職員が目視により清潔であることを確認し、業務が履行されていることとしていた。 監査指摘後は、仕様書どおりの業務に改めたが、令和4年度の契約において、便所清掃については、毎日、午前午後の各1回実施することを基本とし、施設の使用状況により清掃する時間帯や箇所、回数の増減について発注者と受注者間で協議して決定できることを加え、必要な業務を確保するように対応している。

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	津球場公園内野球場駐車場の運営方法の見直しについて 津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定を適用し、令和3年7月に津球場公園内野球場ほか津市運動施設（津地域）の指定管理者の代表企業と随意契約している。 当該駐車場は有料駐車場として供用開始したが、同年11月末現在の月平均使用料と月額委託料を比較すると、委託料が使用料の約7倍となっていた。要因と
-------	---

	しては、使用料減免対象範囲が広いこと、業者見積額を十分に検証せず、そのまま契約額としていることにあると考えられる。見積額の中には、本来、市が支出すべき水道光熱費も含まれており、6号随契した説明責任を十分に果たせない状況となっている。 別業者と契約している駐車機器等保守点検業務委託料も含めて、収支に見合う運営がなされるよう、当該駐車場に係る運営方法を見直されたい。
措置の内容	津球場公園内野球場駐車場は、これまで大きな課題であった無断駐車への対策や、市街地における周辺施設の臨時駐車場としての利用及び近隣でのイベント開催時の臨時駐車場の需要を見込み、有料駐車場として運営を開始し、津球場利用者に関しては、津市運動施設に係る使用料の減免対象の基準を用い、公平な取り扱いをしており、特段減免対象範囲が広いものではないと考えている。 津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託の委託料の積算についても妥当と判断している。委託料に含まれる水道光熱費については、令和4年3月7日の指摘後、令和3年度津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託契約第17条「委託業務の内容の変更等」及び第25条「疑義等の決定」の規定に基づき、市が負担すべき費用として受注者と協議を重ね、当該事項は受注者の責めによるものではなく、また既に契約がほぼ履行済となったことから、今後の契約等において、より慎重に、適正に行うことで双方の意思を確認した。 本駐車場に係る業務は、令和4年度より津市運動施設（津地域）の指定管理業務としての運営となったことから、指定管理者の自主事業による新たな駐車場収入の向上や、津球場公園内野球場との一体的な管理による支出の抑制を含め、適正な管理運営がされるよう協議を行うとともに、厳格に指導していく。

(3) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	無効入札見落としによる落札者の決定について 津市契約規則第19条第6号において、入札金額を訂正しているときについては、その入札は無効とする と規定されているが、令和3年度における2件の業務委託の見積徴取において、砂消しゴムにより金額が訂正されているもの、訂正印により金額が訂正されているものを有効な入札として、それぞれ同規則第20条第1項の規定による落札者を決定していた。 今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、同規則第2条の規定のとおり、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底されたい。
措置の内容	今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底していく。

イ 高齢福祉課

監査の結果	不適正な補助金交付事務について 津市老人クラブ連合会活動促進事業補助金については、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱第3条において、交付申請の期限を毎会計年度の4月末日としている。 しかしながら、令和2年度に交付された補助金の中に、令和2年10月1日に交付申請書が提出されたものを交付決定しているものがあった。 また、当該団体から提出された実績報告書には、交付決定前の6月や9月に実施した事業に要した経費が含まれていたが、これを補助対象経費に含めて交付確定を行っていた。 同補助金については、実績報告書に添付された請求書や納品書の日付が空白になっているものもあり、書
-------	--

	類審査が形骸化している。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	令和２年度の津市老人クラブ連合会の事業について、新型コロナウイルス感染症という非常事態の中、事業の方向性を協議する中で、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱の基本的な対応を見誤っていた。 このようなことがないよう、補助金チェックシートを作成し、交付申請の提出期限や対象経費の内容確認など、複数の職員によるチェック体制を強化し、適正な補助金交付事務を徹底していく。

(4) 農林水産部

農林水産政策課

監査の結果	津市事務専決規程の遵守について 津市事務専決規程において負担金の執行に関する決裁区分は、１００万円以上３００万円未満のものが部次長、３００万円以上１，０００万円未満のものが部長とされている。 しかしながら、令和２年度津市鳥獣害防止対策協議会負担金においては、第１回目に６６１万６，０００円、第２回目に２７１万６，０００円を執行しているが、いずれも課長決裁で執行していた。 今後はこのようなことがないよう、津市事務専決規程第５条に規定される決裁区分を遵守されたい。
措置の内容	起案時及び決裁時に津市事務専決規程の確認を徹底するとともに、随時行っている課内会議の場でも継続的に周知を図っていく。

(5) 久居総合支所

生活課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和２年度人権・同和問題事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となった
-------	--

	ため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付決定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付決定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

(6) 美里総合支所
地域振興課

監査の結果	適正な行政財産使用許可について 美里地域における地域活性化団体である「みさっと」に対して、旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校の使用に関し、行政財産の使用許可を行っている。 しかし、実際には「みさっと」の構成団体である各小学校単位の協議会において、各学校施設を使用している。「みさっと」と各協議会は異なる団体のため、使用実態に即した行政財産の使用許可をされたい。
措置の内容	旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校に関する行政財産の使用許可について、令和4年度は各協議会に対し行った。

(7) 美杉総合支所

地域振興課

監査の結果	不適正な補助金交付事務について 令和２年度津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金において、同補助金交付要綱第８条に定める実績報告期限を超過した日付で提出された実績報告書に受付印を押印後、１か月以上遡った期限内の日付に受付印を訂正するとともに、実績報告書の日付も砂消しゴムで書き換えて、補助金交付確定を行っているものがあった。 今後は、このような不適正な補助金交付事務を行うことがないよう、組織としてのチェック体制を強化されたい。
措置の内容	補助金の交付申請書の申請期日、実績報告の提出期日などを確実に確認し、手続を案内する際には必ず期日、提出書類等を申請者に伝えることなどを、令和４年４月から使用する補助金チェックシートにより確実に確認していくことを課内で周知徹底した。 また、今後このようなことがないよう組織としてのチェック体制の強化を図っていく。

(8) 上下水道管理局

上下水道管理課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和２年度津市職員福利厚生事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第８
-------	---

	条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

(9) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	安易な理由による緊急随契の濫用について 学校施設の修繕については、学校運営上支障がある等の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急随契）の規定を適用し、多数の修繕を発注している。 しかしながら、令和3年度に実施された南が丘小学校東面防砂ネット部分修繕及び大里小学校各室窓開閉不良修繕については、状況から鑑みて突発的に不具合が発生したとは考えられず、見積合わせを実施できないほどの緊急性があったとは言えない。 今後、施設等の経年劣化、老朽化による修繕に当たっては、関係法令を遵守し、指名競争入札又は見積合わせにより実施されたい。
措置の内容	学校施設に係る修繕については、随意契約の拡大解釈をしないよう、契約事務の手順に沿って適正に執行するよう所属内職員に周知徹底した。 今後、学校施設の修繕実施に当たっては、経年劣化による修繕等、予め計画性を持って対処できるものについては計画的な修繕を執行するとともに、契約事務に求められる公正性、透明性及び競争性を確保してい

	く。
--	----

イ 生涯学習課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和２年度津市婦人会連絡協議会事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第８条第１項又は第１５条第１項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないように、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないように適正な補助金交付事務を徹底している。

津市監査委員告示第7号

令和4年5月17日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施した結果を、令和4年5月30日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市住民監査請求事務取扱要領第9第7項の規定に基づき、公表する。

令和4年6月6日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和4年5月17日に受付した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原本のまま記載）

津市は、令和2年度において、一般社団法人津市観光協会に業務委託した3件の業務委託と、1件の津市補助金の交付について、双方の違法かつ不当な行為により、津市に損害を与えた。

記

- (1) 津駅前観光案内所運營業務委託
- (2) 観光誘客PRキャンペーン業務委託
- (3) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託
- (4) 観光誘客・情報発信事業補助金

協会が委託業務の中で実施した物品販売に関する損害賠償請求権、不当利得返還請求権の行使を怠っているので、長、職員及び協会に請求するなど必要な措置を講ずることを、市長に勧告せよ。補助金と委託料の二重取りについて、補助金の返還等、必要な措置を講じるよう、市長に勧告せよ。

第2 請求の却下理由

本件監査請求は、多少の文言整理はあるものの、令和4年3月30日付けで提出された住民監査請求と同一の内容であると解される。先の請求については、令和4年4月18日付けで、理由を付して却下通知を送付しており、本件請求をもって理由が変わるものではないことから、監査を実施する必要がないと判断するものである。

以上